

～流山区画整理事務所からお願い～

◆使用収益の開始について

事業の進捗により、整備が終わった箇所から仮換地が利用可能な状態になると、「**仮換地の使用収益開始の通知**」を発行し、記載されている開始日から仮換地の土地利用が可能となります。開始に伴い事前に供給処理施設（ガス、水道、污水管）の位置の確認をしております。また、あわせて使用収益開始に先立ち注意事項等についてもご案内しております。

◆76条申請と住民登録について

使用収益の開始をしますと、土地利用が可能となりますが、事業を円滑に進めるため、建築行為の制限があります。土地区画整理事業の施行の障害となる恐れがある、建築物の新築、改築、増築、または移動の容易でない物件の設置、堆積あるいは切土、盛土をする場合は、知事の許可（土地区画整理法第76条申請）が必要ですので「**行為許可申請書**」を提出してください。なお、申請に際しては事前にご相談くださるようお願い申し上げます。

また、**住民登録する際は**、市民課窓口で円滑に地番と街区画地番号が確認できるように申請者の底地番及び街区画地番号を記載した「**住民登録のお知らせ**」を土地区画整理法第76条の許可書発行の際に一緒にお渡ししていますので、**市民課窓口**に提出するようお願いいたします。

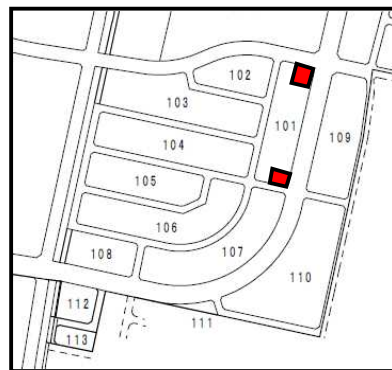
土地区画整理審議会（第14回、15回、16回）開催

「流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理審議会」を開催しました。

第14回【開催日】平成23年9月8日（木）【出席委員数】13名
【議題】評価員の選任、仮換地指定、保留地の設定について諮問し、異議のない旨の答申がされました。

第15回【開催日】平成24年2月16日（木）【出席委員数】12名
【議題】仮換地指定について諮問し、異議のない旨の答申がされました。

第16回【開催日】平成24年6月19日（火）【出席委員数】15名
【議題】評価員の選任、仮換地指定について諮問し、異議のない旨の答申がされました。



保留地販売状況について

平成23年度は、右図の箇所について保留地の販売を行い、2画地の契約完了をいたしました。

問い合わせ先

土地区画整理事業について、ご不明な点等がありましたら、お気軽にご相談ください。
※ 第三者からの問い合わせについては、個人情報保護のため、権利者の委任状の提示をお願いします。

千葉県流山区画整理事務所 〒270-0163 流山市南流山1丁目13番地
(換地等に関すること) 木地区換地課 ☎04-7150-4501
(補償等に関すること) 管理移転課 ☎04-7150-4507
(工事等に関すること) 木地区工務課 ☎04-7150-4503

第 **10** 号

流山都市計画事業木地区
一体型特定土地区画整理事業

平成24年7月20日発行
発行/千葉県流山区画整理事務所
☎04(7150)4501

流山木地区

まちづくりだより



平成24年3月撮影

千葉県